

【表紙】	
【提出書類】	大量保有報告書
【根拠条文】	法第27条の26第1項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	第一生命保険株式会社 代表取締役社長 渡邊 光一郎
【住所又は本店所在地】	〒100-8411 東京都千代田区有楽町一丁目13番1号
【報告義務発生日】	平成27年3月31日
【提出日】	平成27年4月7日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	1
【提出形態】	その他
【変更報告書提出事由】	該当事項なし

第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社りそなホールディングス
証券コード	8308
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

(1)【提出者の概要】

【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（株式会社）
氏名又は名称	第一生命保険株式会社
住所又は本店所在地	〒100-8411 東京都千代田区有楽町一丁目13番1号
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

【法人の場合】

設立年月日	明治35年9月15日
代表者氏名	渡邊 光一郎
代表者役職	代表取締役社長
事業内容	生命保険事業および生命保険の再保険事業

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	〒100-8411 東京都千代田区有楽町一丁目13番1号 第一生命保険株式会社 運用サービス部金融商品第二グループ 土屋 昌浩
電話番号	050-3780-4198

(2)【保有目的】

純投資（資産の有利な運用のため）及び保険窓販業務における協調等を狙いとした業務提携による関係強化のため。

(3)【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等（株・口）	132,416,200	0	19,000

新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 (株・口)	A	0	-	H	0
新株予約権付社債券(株)	B	0	-	I	0
対象有価証券カバードワラント	C	0	0	J	0
株券預託証券		0	0		0
株券関連預託証券	D	0	0	K	0
株券信託受益証券		0	0		0
株券関連信託受益証券	E	0	0	L	0
対象有価証券償還社債	F	0	0	M	0
他社株等転換株券	G	0	0	N	0
合計(株・口)	O	132,416,200	P	Q	19,000
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R				0
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S				0
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T				132,435,200
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U				0

保有株券等の数には以下の無議決権株式に係る株券等が含まれております。

- ・株式会社りそなホールディングス第4種優先株式 2,000,000株
- ・株式会社りそなホールディングス第5種優先株式 4,000,000株

【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (平成27年3月31日現在)	V	2,353,638,091
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)		5.63
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		

上記提出者の株券等保有割合には以下の無議決権株式に係る株券等が含まれております。

- ・株式会社りそなホールディングス第4種優先株式 0.08%
- ・株式会社りそなホールディングス第5種優先株式 0.17%

(4)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

保有株券等の数のうち2,000,000株は第4種優先株式、4,000,000株は第5種優先株式である。発行会社は、第4種優先株式については平成25年8月31日以降、第5種優先株式については平成26年8月28日以降、代表執行役が別に定める一または複数の日に金銭を対価としてその全部または一部を取得することができる。また第4種優先株式および第5種優先株式は無議決権株式であるが、発行会社においてその優先配当金の全額を支払う旨の取締役会決議がなされず、または優先配当金の全額を支払う旨の議案が定時株主総会に提出されずもしくは否決された場合、優先配当金の全額を支払う旨の取締役会決議または定時株主総会の決議がある時まで、議決権が発生する。

提出者は、第4種優先株式を信託財産とし平成30年8月31日までを信託期間とした管理有価証券信託(委託者:野村證券株式会社、受託者:株式会社しんきん信託銀行)の信託受益権のうち、第4種優先株式2,000,000株に係る信託受益権を保有しており、当該2,000,000株を保有株券等の数に含めている。当該信託受益権の内容は以下の通り。

- ・提出者は、当該信託終了時に本優先株式が信託財産として残存している場合、受託者より現状有姿のまま本優先株式の交付を受ける。
- ・信託期間中に発行会社が取得条項に基づいて信託財産である本優先株式を取得した場合、提出者は、取得の対価として支払われた金銭について受託者より交付を受ける。
- ・信託期間中に本優先株式について株主による株式買取請求権が発生した場合、あるいは発行会社により株主との合意による本優先株式取得が行われる場合、提出者は、受託者より信託財産である本優先株式の交付を受けた上で、発行会社に対し株式買取請求権の行使または譲渡の申込みを行うことができる。
- ・提出者は、信託財産である本優先株式について株主総会における議決権が生じた場合、受託者に対しその行使に係る指図を行うことができる。
- ・提出者は、受託者の事前の書面による承諾を得た場合において、発行会社または適格機関投資家を相手方とする場合に限り、当該信託受益権を譲渡または質入れすることができる。